

特集

児童虐待を学ぶ

「子どもは社会の宝」であり、子どもたちが安全かつ健やかに発育を遂げられる環境を作ることは、すべての大人に課せられた責務です。しかしながら、不慮の事故などにより命を落とす子どもたちの数は現在もなお一定数認められており、平成29年度厚生労働省人口動態統計によれば、1～9歳の子どもの死因第2位は「不慮の事故」で、受傷機転の多くは交通事故や墜落・転落によるものでした。これらに対し、さまざまな事故予防対策が検討されています。

一方、救急疾患のすべてが目撃者から聴取された病歴を有するわけではありません。そのような背景があり、「児童虐待」はきわめて重要な小児救急疾患の原因として社会的認識が高まっています。虐待に関する児童相談所への相談件数は年々増加の一途にあり、平成30年度には15万9,850件、うち身体的虐待は40,256件（25.2%）を占めました。このように、救急受診する子どもの診察を行うすべての医療従事者にとって、児童虐待はもはや“対岸の火事”でないことは明らかです。

であるからこそ救急医療に携わる医療従事者は、児童虐待の存在にいかにつぶさることができるか、どのような情報を集め診断に結びつけていけばよいのか、また、児童虐待を疑うべき身体所見とはどのようなものか、さらには虐待を疑った際の事務的な手続きのあり方や保護への流れ、保護された子どもたちの生活についても基本を知ることが重要です。さらに、医療従事者は虐待を行った養育者などに対する処罰を検討する段階において、意見陳述などにかかわり重要な役割を果たすこともあります。その場合に必要な法律や司法判断についても学ばなくてはなりません。

そこで本特集では、それぞれの分野を代表される専門の先生方に、それぞれの視点から、救急医をはじめとする医療従事者が最低限知っておくべき児童虐待のすがたについて、ご解説いただくこととしました。本特集を読み終えた読者は、間違いなく児童虐待についての知見を新たにすることでしょう。そして、その知見を用いて救急現場に戻り、一人でも多くの子どもたちの安全を確保すること、成育に悩む養育者たちの存在に配慮すること、医療従事者のみならず行政・福祉・司法と多職種が広くかかわっていることを具体的に思い描くことができるようになるでしょう。

総人口の減少と少子化社会が明らかに予測される近未来の日本社会において、その主軸を担う世代となるわが国の子どもたちは、もはや一人たりとも失われてはなりません。児童虐待を予防するための対策も、医療分野を先頭として、社会を構成するすべての職域において啓発が進み、あらゆる手段が講じられています。児童虐待の正しい理解こそが、子どもたちが安全に成育するために日本社会が目指す次の10年への大きな一歩となると信じてやみません。

【企画担当ゲストエディター】

埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター 荒木 尚